

## 第2 日本司法支援センターの業務内容

日本司法支援センターは、①情報提供（アクセスポイント）・連携、②民事法律扶助、③国選弁護士・国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定、④司法過疎対策、⑤犯罪被害者援助を主たる本来業務とし（同法30条1項）、そのほかに、業務方法書に定めるところにより、国、地方公共団体その他の営利を目的としない法人等からの委託を受けた業務を行うことができるものとされている（同条2項）。